

データ創出・活用型
マテリアル研究開発プロジェクト

公募要領

文部科学省

令和4年4月

目次

1. 事業の背景・目的	6
2. 事業概要	7
2.1 研究対象領域	7
2.2 実施期間及び委託契約期間	8
2.3 委託費の経費区分	8
2.4 実施予定額及び採択予定件数	8
2.5 研究開発体制	9
2.5.1 研究拠点体制	10
2.5.2 研究課題	12
2.5.3 拠点運営等のあり方	13
2.5.3.1 研究代表者の人物像	13
2.5.3.2 拠点における研究環境の整備	14
2.5.3.3 企画部門の設置	15
2.5.3.4 代表機関からのコミットメント	15
2.5.3.5 拠点における連携機関の役割	16
2.5.4 データ連携部会の設置	16
2.5.5 内閣府・経済産業省事業との連携	17
3. 事業全体の運営を総括・支援する組織	18
3.1 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの配置	18
3.2 プログラム運営委員会	18
3.2.1 構成員と役割	18
3.2.2 PD裁量経費の設置	18
3.2.3 審議事項	19
4. 応募の要件	20
4.1 応募機関の要件	20
4.1.1 代表機関の要件	20
4.1.2 連携機関の要件	21
4.2 研究代表者の要件	21
5. 選定方法	22
5.1 実施機関の選定プロセス	22
5.2 提案書類の受付等	22
5.2.1 提案書類の入手方法	22
5.2.2 提案書類の提出期間	22
5.3 提案書類の作成	23

5.3.1	提案書類の作成及び提出上の注意	23
5.3.2	その他	23
5.4	問い合わせ先	24
6.	e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について	25
6.1	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	25
6.2	e-Rad を利用した応募方法	25
6.2.1	e-Rad 使用にあたる事前登録	25
6.2.2	e-Rad での応募申請	25
6.2.3	その他	26
6.3	その他	26
6.3.1	e-Rad の操作方法	26
6.3.2	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先	26
6.3.3	e-Rad の利用可能時間帯	27
7.	応募にあたっての留意事項	28
7.1	不合理な重複・過度の集中に対する措置	28
7.2	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	30
7.3	不正使用及び不正受給への対応	31
7.4	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	33
7.5	関係法令等に違反した場合の措置	33
7.6	繰越について	33
7.7	府省共通経費取扱区分表について	33
7.8	費目間流用について	34
7.9	年度末までの研究期間の確保について	34
7.10	間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	34
7.11	研究設備・機器の共用促進について	34
7.12	博士課程学生の処遇の改善について	35
7.13	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	37
7.14	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	37
7.15	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	38
7.16	URA等のマネジメント人材の確保について	39
7.17	安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)	39
7.18	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	40
7.19	社会との対話・協働の推進について	41

7.20	研究データマネジメントについて.....	41
7.21	バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について.....	42
7.22	論文謝辞等における体系的番号の記載について.....	42
7.23	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について.....	43
7.24	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について.....	44
7.25	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について.....	44
7.26	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について.....	45
7.27	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について.....	45
7.28	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について.....	46
7.29	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	48
8.	審査.....	49
8.1	審査方法.....	49
8.2	審査要領.....	49
8.3	選定結果の通知.....	49
8.4	公表等に関して.....	49
8.4.1	e-Rad 上の課題等の情報の取扱い.....	49
8.4.2	e-Rad からの内閣府への情報提供等.....	49
8.4.3	研究者情報の researchmap への登録.....	50
9.	契約の締結等.....	51
9.1	契約条件等.....	51
9.2	再委託契約.....	51
9.3	契約の準備.....	51
9.4	委託費の額の確定等.....	52
9.5	委託費の範囲及び積算など.....	52
9.5.1	委託費の範囲.....	52
9.5.2	委託費の積算.....	52
9.5.3	委託費の支払.....	52
9.5.4	費目間流用.....	52
9.5.5	年度末までの研究期間の確保.....	52
9.6	事業成果の取扱い.....	53
9.6.1	委託業務成果報告書の提出.....	53

9.6.2	本事業の評価.....	53
9.6.3	事業成果の帰属.....	53
9.7	取得資産の取扱い.....	54
9.7.1	所有権	54
9.7.2	委託期間終了後の設備備品等の取扱い.....	54
9.7.3	汚染資産などの処分.....	54

1. 事業の背景・目的

鉱物資源やエネルギー資源の大半を他国からの輸入に依存する我が国において、世界市場シェアが大きい素材産業とそれを支えるマテリアルの基盤技術が重要な役割を担っている。加えて、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」¹⁾においては、エネルギー関連（水素産業等）・輸送製造関連（蓄電池・半導体等）等のマテリアルが重要な役割を担う脱炭素化に向けた取組の重要性が示されている。これらの多様化かつ高度化する社会的・産業的ニーズの変化に迅速に対応し、素材産業の国際競争力を高い水準で維持するためには、高度な機能を持つマテリアルをいかに効率的に創出し、迅速に社会実装できるかが我が国の生命線となる。

マテリアル革新力強化戦略²⁾においては、データ駆動型研究開発の拡大など、世界的に研究活動のデジタルトランスフォーメーション（DX）の流れが加速していることが指摘されている。現在、我が国が世界に誇る計算基盤や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設等のポテンシャルと強みを相乗的に活かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築するにあたり、幅広い課題解決に貢献するマテリアル分野をユースケースとし、①データ創出から、②データ統合・管理、③データ利活用まで、一気通貫した研究のDXを推進している。その状況を踏まえて、マテリアルDXプラットフォーム構想³⁾下で、当該事業ではマテリアル・イノベーション創出を加速するとともに、データを有効に活用して、迅速に社会実装につなげることができる「ジャパンモデル」の確立と、その全国の産学への展開を目指す。

以上を踏まえて、本事業では、10年先の社会像・産業像を見据え、カーボンニュートラルの実現、Society5.0の実現、レジリエンス国家の実現、Well-Being社会に重要な役割を果たす革新的な機能を有するマテリアルを効率的に創出することを目的に、従来の試行錯誤型の研究にデータサイエンス的手法を取り入れたデータ駆動型の先進的な研究手法を開発し実践する。その際、スーパーコンピューター「富岳」、大型放射光施設（SPring-8、SLiF-J）、J-PARC、マテリアル先端リサーチインフラ等といった我が国を代表する世界最先端の研究設備やデータ群を駆使して研究開発を推進するとともに、研究設備やデータ群のユーザーとして、研究設備の設置、運営を行うコミュニティとの連携を行う。加えて、本事業において構築する従来とは全く異なる先駆的な研究手法は、関連する協議会等との緊密な連携の下で、拠点外・事業外に普及し全国展開する。

- 1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012.html>

- 2) マテリアル革新力強化戦略（p 22 - 23）

https://www8.cao.go.jp/cstp/material/material_honbun.pdf

- 3) マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組（資料2枚目）：

https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou02-000019986_16.pdf

2. 事業概要

本事業では、4つの社会像（カーボンニュートラルの実現、Society5.0の達成、レジリエンス国家の実現、Well-Being社会）に貢献する我が国が真に伸ばすべきマテリアルの重要技術領域として掲げる8つの領域（2.1参照）²⁾のいずれかを対象に、従来の試行錯誤型の研究にデータサイエンス的手法を取り入れたデータ駆動型の先進的な研究手法を開発し実践することで、革新的な機能を有するマテリアルの効率的な創出を目指す。本事業では、機関を越えた連携の下、研究開発を推進する研究拠点体制を構築し、社会的・産業的ニーズが高いことに加えて、データサイエンスとの親和性が高く革新的な成果創出が期待される研究課題を実施する。ここで得られる研究成果は、NEDO等が実施する社会実装を見据えた事業或いは産業界への橋渡しや、将来的な社会実装、及び産学が連携した研究開発へ展開されることを前提とする。加えて、本事業において開発する従来にない新しい研究手法は、拠点における研究課題での実践に加えて、拠点外・事業外にも普及し全国展開されうることを前提として検討を進めることが求められる。

2.1 研究対象領域

本事業では、我が国において産業競争力が高く未来社会の実現に重要な役割を担う4つの社会像（カーボンニュートラルの実現、Society5.0の達成、レジリエンス国家の実現、Well-Being社会）に貢献するマテリアルの具体的な重要技術領域として、①高度デバイス機能マテリアル、②量子・電子マテリアル、③エネルギー変換マテリアル、④高度循環マテリアル、⑤極限機能マテリアル、⑥バイオ・高分子マテリアル、⑦ナノスケールマテリアル、及び⑧マルチマテリアル化技術を定め、いずれかの領域に紐づく拠点を設置することを想定している。

なお、各重要技術領域に紐づく拠点は、必ずしも1拠点のみに限定されるものではなく、また、1拠点が対象とする重要技術領域に関しては、最大で2領域とする。

※ 各重要技術領域に含まれる技術例は以下のとおり。なお、複数の重要技術領域にまたがる技術も想定される。

- ①高度デバイス機能マテリアル：パワーエレクトロニクス・MEMSデバイス・IoTセンサ等
- ②量子・電子マテリアル：超電導材・ナノエレクトロニクスデバイス等
- ③エネルギー変換マテリアル：蓄電・磁性・熱電素子等
- ④高度循環マテリアル：易循環型材料等
- ⑤極限機能マテリアル：超軽量、耐熱、耐圧、高強度材料等
- ⑥バイオ・高分子マテリアル：バイオアダプティブ材料・自己修復材料等
- ⑦ナノスケールマテリアル：ナノカーボン・ナノ多孔体・二次元薄膜等

⑧マルチマテリアル化技術：接着接合技術・積層技術、コンポジット材等

2.2 実施期間及び委託契約期間

当該年度の委託契約締結日から令和13年3月31日までを予定している。なお、契約締結は年度ごとに行うものとし、令和5年度以降については各年度予算に基づき実施内容の見直し等を求めることがある。

2.3 委託費の経費区分

経費については、別紙1の「府省共通経費取扱区分表」における費用を負担することとする。但し、物品費、人件費・謝金、旅費、その他については、本事業に直接係るもののみとし、管理的性格の経費については、間接経費で手当する。

間接経費の取扱いについては、別紙1及び「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（令和3年10月1日改正）」における「間接経費の主な用途の例示について」を参考にすること。間接経費は直接経費の30%で計上すること。

【URL】 [競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 \(cao.go.jp\)](http://cao.go.jp)

2.4 実施予定額及び採択予定件数

本公募では、拠点で取り組む研究課題数によって申請方法を2種類（以下「申請1」「申請2」という。）設ける。具体的には、表1に示すように、申請1では3研究課題で構成される提案が求められ、拠点を設置する代表機関として3件程度を採択（採択件数は審査委員会が決定）する。申請2では、1～2研究課題で構成される提案が求められ、拠点を設置する代表機関として3件程度を採択（採択件数は審査委員会が決定）する。また、本事業ではデータ連携部会（2.5.4参照）を設置し、本事業に参画する機関の中から1機関をその中核機関として選定する。

本公募では申請1を応募する機関の研究代表者が申請2を応募することは差し支えないが、その場合には申請2は申請1で提案する研究課題の中から1～2課題を選定して応募すること。なお、審査は別紙2の手順で行われ、申請1と申請2の両方が採択されることはないものとする。

本事業の令和4年度実施予定額については、本事業全体で、13.6億円（一般管理費を含む。）を予定している。配分額としては、間接経費を含めて、申請1については2～3.5億円程度、申請2については1～1.5億円程度を予定している。データ連携部会の運営費として0.4億円程度を予定している。

表 1. 本事業の申請と提案課題数、実施予定額、採択件数

	提案課題数	実施予定額	採択件数
申請 1	3	2～3.5 億円程度	3 件程度
申請 2	1～2	1～1.5 億円程度	3 件程度

(採択件数は審査委員会が決定)

令和 5 年度以降については、当初予算の 5～20%程度(予定)を PD 裁量経費(3.2.2 参照)とする。各機関への年初の配分額、データ連携部会の運営費及び PD 裁量経費は、本事業に措置される予算や事業実施計画の進捗状況、プログラム運営委員会(3.2 参照)の検討及びプログラムディレクター(PD)が策定する資金配分方針を基に、年度毎に文部科学省が委託契約を締結する過程において決定する。なお、各年度における予算の状況等によっては、実施予定額は増減することがある。

2.5 研究開発体制

拠点体制を以下の図 1 に示す。詳細については 2.5.1 項以降に記載する。なお、名称と定義については表 2 を参照すること。

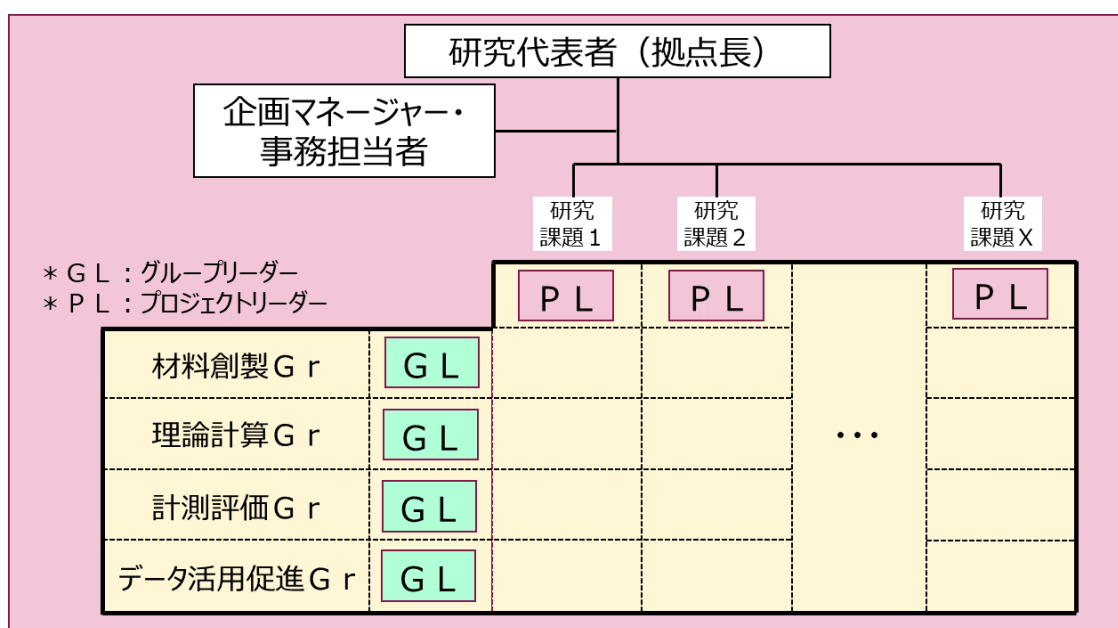


図 1. 拠点体制

表 2. 用語説明

名称	定義	備考
研究代表者	次世代を担う研究者で、本事業を実施する代表者であり、拠点体制における拠点長	代表機関に所属していること
プロジェクトリーダー (P L)	研究課題ごとに設置され、課題解決に向けて研究開発を牽引するリーダー	研究代表者が特定すること
グループリーダー (G L)	4 グループごとに設置され、グループ毎の役割・機能・体制等に関するマネジメントを実施するリーダー	研究代表者が特定すること
企画マネージャー	研究代表者の意思に基づき、拠点全体の運営を支える役割を担う。研究代表者の補佐役	准教授相当以上の経歴を持つことが望ましい
主任研究者	拠点における専門分野の研究に関し、指導的役割を果たす研究者	

2.5.1 研究拠点体制

本事業では、マテリアル研究開発におけるデータ駆動型の新たな研究手法を開発し実践することにより、社会的・産業的ニーズの高い革新的機能を有するマテリアルを創出することを志向して、機関を越えた緊密な連携の下、研究開発を推進する研究拠点体制を構築する。具体的には、代表機関を中核として、個々の研究課題解決に向けて研究開発を牽引するリーダーであるプロジェクトリーダー (P L) ならびに研究課題を完結させるために必要となる4つのグループ (材料創製・理論計算・計測評価・データ活用促進) をそれぞれマネジメントするグループリーダー (G L) を設置し、各グループが有機的に連携することによる効率的な成果創出が求められる。また、特に、先駆的な研究手法を全国に展開するという事業趣旨に基づき、拠点長のリーダーシップの下、継続的に拠点外の産学の研究者が新たに参画する仕組みを構築するなど、開かれた拠点となることが求められる。各グループに求められる役割・機能を以下に示す。なお、研究代表者は、当該グループの役割・機能に対して責任を持って実行できる人材をG Lとして特定すること。

① 材料創製グループ：

対象とするマテリアルの機能に関して、NEDO等が実施する社会実装を見据えた事業或いは産業界に成果を橋渡しするに足る定量的な性能目標を設定する。加えて、国内外の研究及び既存技術、産業界等の動向などを踏まえたベンチマーキングとロードマップングをした上で、研究対象となるマテリアルとその機能のポジショニングを明確にして研究開発を推進する。加えて、目標性能を満たすマテリアル創出を志向して、他の3グループとの一貫した連携を確保し、目的とする機能を発現するマテリアルの創出に向けた構造設計、製造・合成プロセス設計等を実施する。研究開発を推進する上では、他の3グループからの提案を取り入れつつ、データサイエンス的手法を戦略的に活用することで新機能・新材料創出を志向する研究開発を効率的に進める。

② 理論計算グループ：

マテリアルの機能発現メカニズムの解明から物性予測・材料設計指針を導き、材料創製グループへ提案する。また、材料創製グループがマテリアルの構造設計等に必要とする知見を提供することを目的に、データ活用促進グループと連携して、効率的に計算データを取得し活用するための研究手法の開発・実践・普及を同時に進める。加えて、拠点内で取り組む研究課題の推進にとどまることなく、拠点間および本事業外と連携し、最先端の研究手法の開発・普及に努める。具体的には、本事業が設置するデータ連携部会や、理化学研究所の「富岳」Society5.0推進拠点、計算物質科学協議会等との緊密な連携による研究手法の開発と普及活動を行う。

③ 計測評価グループ：

目的機能の創出に向けての構造設計、製造・合成プロセス設計をする上で必要となる計測・評価を実施し、材料創製グループに、設計指針等の方向性を提言する。また、データ活用促進グループとの密な連携により設計指針等の提言に必要な計測・評価データの効率的な収集と解析高度化の検討を同時に進める。検討に際しては、大型放射光施設（SPring-8、SLiT-J）、J-PARC、マテリアル先端リサーチインフラ等との緊密な連携の下、最先端の計測評価手法と計測・評価データの活用手法の開発を推進する。また、開発した計測・評価データの活用手法を SPring-8 データセンター構想の検討を進めている理化学研究所や関連する協議会等と連携し本事業外に積極的に普及する。

④ データ活用促進グループ：

データサイエンス的手法を活用する研究手法及びデータ駆動型研究を支える研究ツールを開発し、それらを実践することにより、マテリアルの構造設計や製造・合成プロセス設計等と性能の相関を明らかにし、新機能・新材料の創出の鍵となる設計指針やプ

ロセス因子等を材料創製グループに提案する。

データ活用促進グループには、情報科学系の人材を積極的に抜擢することによって、マテリアル研究開発に新たな知を取り入れるための機能を担うことが求められる。当該拠点のデータマネジメントプラン（DMP）及びデータに関するオープン・クローズド戦略を検討し効率的な研究開発推進を支えるとともに、本事業に設置するデータ連携部会を介して、当該拠点で開発した研究手法と研究ツールを拠点間および本事業外に積極的に普及する。

また、国立研究開発法人物質・材料研究機構が構築するデータ中核拠点及びマテリアル先端リサーチインフラ事業との技術的交流等の連携窓口としての機能を担い、拠点で設定するDMPの下で、共用化できるデータ群と研究ツールはデータ中核拠点で構築されるシステムに登録されることが望ましい。

各拠点体制においては、実用化の視点を活動に反映させるために、民間企業の研究者が構成員あるいはアドバイザーとして参画することが求められる。また、今後、より一層、多様化・複雑化することが想定される社会的・産業的ニーズに柔軟に対応できるよう人文社会系などの異分野の専門家がアドバイザーとして参画することが望ましい。

研究代表者・各GL・各PL等は、情報科学系の人材と材料創製・理論計算・計測評価グループのマテリアル分野の人材の間で技術・知識の交流がなされる機会等を積極的に企画することが求められ、データ連携部会の下で、マテリアル分野の若手研究者に対してデータサイエンス的手法を有効に活用できるマテリアル×データ人材の中長期的な育成計画を立案し実行する。

2.5.2 研究課題

重要技術領域に紐づく研究課題は、社会的・産業的ニーズの高さとデータサイエンスとの親和性を考慮して設定することが求められる。その際、各研究課題に対して、産業界（業界団体、個別企業等）からのコミットメントの提出、4グループの役割の明確化、研究課題ごとに設置されるPLの特定に加えて、戦略的に取得するデータ群、及び取得方法、実施期間（3年程度を基本）を策定することが求められる。取り組む研究課題に対応したハイスループット装置等の開発が必要となる場合は、装置の設計コンセプトを研究課題に含めて提案してもよい。

また、各研究課題を推進するにあたって開発するデータ駆動型の研究手法及び研究ツールは、拠点で取り組む研究課題への成果創出だけに留めず、データ連携部会を介して、他拠点・事業外への普及・共用化を推進することが求められる。

なお、各研究課題に関して、中間評価等で目標への到達度、外部資金の獲得状況、社会実装の実現性、実施期間中に生じた革新的な成果が期待される新たな研究要素等に加えて、拠点で開発したデータ駆動型の研究手法及び研究ツール等の普及活動状況の評価

し、その評価結果を参考にプログラム運営委員会が継続可否を判断する。

2.5.3 拠点運営等のあり方

代表機関を中核として、我が国が強みを持つマテリアルの重要技術領域において、社会的・産業的ニーズの高い研究課題に取り組み、データ駆動型の研究開発により個々の研究課題で掲げる目的の機能を発現するマテリアルの創出を実践する。加えて、我が国におけるマテリアル研究開発の効率化・競争力強化の観点で、データ駆動型の研究手法及び研究ツールを開発し、それを活用することによって迅速に社会実装につなげることができる「ジャパンモデル」を確立することが求められる。従って、目標達成に向かう過程で得た学理や専門的知見、開発された最先端の計測・評価技術、データサイエンス的手法、データ駆動型の研究方法論などは、他の大学・研究機関・民間企業等と積極的に共有して、成果の社会定着とその一層の展開に努めることが期待される。そのためにも拠点は、関連学協会、及び産業界とのコミュニケーション能力を備え、自らの活動についても常に情報を発信するとともに、それに対する外部の反応を、成果の社会還元のための指針を与えるものとして、運営方針に反映することによって、プレゼンスの向上に努めなければならない。また、構築したデータ駆動型研究を支える研究ツールはデータ連携部会からデータ中核拠点に提供し共用化を推進することが求められる。

また、極めて難易度の高い研究課題に取り組む上では、グループ間の有機的な連携が必要となるため、運営においては、各グループ間の研究計画のすり合わせ、多様化する専門的知見や技術の積極的な交流等、高度なマネジメントが要求される。

さらに、文部科学省が掲げるマテリアルDXプラットフォーム構想下においては、本事業は研究DX化を実践するリーディングプロジェクトとしての重要な役割を担うため、データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラ事業との密接な連携が不可欠となる。具体的な連携例としては、マテリアル先端リサーチインフラ事業における最先端共用設備の積極的な活用や将来的なデータ中核拠点の本格運用に際して、戦略的に取得したデータ群やフォーマット化されたデータ構造の登録、データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラ事業で検討が進められるデータ構造設計との連携、データ中核拠点との連携により拠点で開発したデータ駆動型手法の共用化の推進等が挙げられる。また、大型先端施設（放射光・中性子・スーパーコンピューター「富岳」）や各協議会との連携も推進する。

以上のことを踏まえて、拠点運営等のあり方に関する要件を以下のとおりとする。

2.5.3.1 研究代表者の人物像

マテリアルの重要技術領域に紐づけて設置される拠点には、優れた運営体制が構築されることが極めて重要であり、優秀な研究者・職員のリクルートやシステム改革等、拠点運営に常に意を用いる専任の研究代表者及びそれを支える企画部門が必要である。そ

の中で、拠点長を担う研究代表者については、拠点全体を運営するために必要となるエフォートが確保されなければならない。研究代表者の人物像としては、当該拠点の「顔」として、拠点の存在を関連する多様な学問分野や産業界にアピールし、連携機関や人材を結集させること等が重要な役割となることから、当該分野でトップレベルの業績を上げており、かつ拠点の運営において強力な牽引力を発揮できる有能かつ次世代を担う研究者であることが求められる。言い換えれば、磨き抜かれた物質・材料観を持って、当該マテリアルの重要技術領域における本質的課題を見極める洞察力と、多分野の人材を統率して新しい課題への挑戦に誘導するマネジメント能力を兼ね備えたリーダーであり、当該マテリアルの重要技術領域に関わる学問分野において、革新的な機能を有するマテリアルの創出に資する専門性を有し、極めて高い求心力を持つ人材であることが求められる。また、研究代表者の役割として、拠点の参画者に対して、新領域開拓の一翼を担う挑戦者としての自覚を促すことも求められる。拠点に設置する4グループが、有機的に繋がる点を見出して相互作用を促進することに努め、明確な共通目標に向かって運営方針を揃えていかなければならない。また、各研究課題に設置されるP L等の拠点活動の中核を担う研究者に対しては、異分野の研究者との連携により着実に成果を生み出すためのマネジメントの能力を身につけさせるように訓練することも必要である。さらに、研究代表者は、研究活動の状況、研究成果などをプログラム運営委員会（3.2参照）に報告し、組織運営についての助言を受けるとともに、文部科学省等からのマテリアル革新力強化戦略、マテリアルDXプラットフォーム構想等に関わる施策への協力や提言が求められる。

2.5.3.2 拠点における研究環境の整備

代表機関においては、クロスアポイントメント制度を活用するなど、拠点に集まる研究者が、切磋琢磨しつつ研究に専念できる環境をつくることが求められる。さらには、そのような場において我が国の次世代のマテリアル研究をリードする研究者を育成することの重要性に鑑み、以下に掲げられる措置を講じることが求められる。

- (1) 研究者から研究以外の職務を減免するとともに、企画部門における種々の手続き等管理事務をサポートするためのスタッフ機能を充実させる。
- (2) 主任研究者や若手研究者については、努めて広い学問分野から有望な人材を集結させるとともに、一定の流動性を確保する。若手研究者に対しては、任期終了後のテニユアポスト（安定的な職）を用意することにより、テニユアトラック制に準ずる措置を講じるなど、代表機関内でキャリアパスの整備に努めるとともに、他の大学や企業等での活躍も可能となるようキャリア形成支援を積極的に行う。また、研究者やそれを技術的にサポートする人材の評価に際しては、論文への投稿のみならず、データ群の整備への貢献等、各拠点全体の研究推進

への貢献も勘案する。

※テニュアトラック制：公正で透明性の高い選考により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験をつむことができる仕組み。

- (3) 対象とするマテリアル研究開発領域において我が国を代表する研究拠点としてふさわしい研究室、居室等の施設・設備環境を整備する。
- (4) 対象とするマテリアル研究開発領域に関係する研究者を集めた学際的な研究集会を定期的で開催する（少なくとも年に1回以上）。また関連する学会や協議会が開催するシンポジウム等の企画・運営に参画する。
- (5) 知的財産の管理について、専門能力を有する担当者を配置し、事業支援機関と連携しつつ事業化に向けて積極的に展開する。
- (6) 実施期間終了後は、拠点の人材、機能、活動内容や成果を継続的に維持し、我が国の研究開発における基盤として活動する

2.5.3.3 企画部門の設置

本事業では、研究代表者を強力に補佐し、研究者が研究に専念でき、かつ研究活動を活性化できる環境を常に提供し続ける役割を担う企画部門を設置することが求められる。企画部門には企画マネージャーを配置し、研究代表者の補佐役として、人事を含めた組織運営、経理、拠点内外の組織との研究協力、交流の支援、知的財産の活用などの拠点全体の運営を、研究代表者の意志に基づき支える役割を担うことが求められる。企画マネージャーは、准教授相当以上の経歴を持つことが望ましい。また、文部科学省等からの要請を受けたマテリアルDXプラットフォーム構想等に関する施策の展開のための実務を担う必要がある。さらに、事務的な業務に関し、拠点の組織運営を可能とする事務手続きは、連携機関への研究委託に関する手続きを執り行わなければならないため、代表機関の事務担当者が事務総括として企画部門に配属されなければならない。

2.5.3.4 代表機関からのコミットメント

我が国を代表する拠点が形成されるよう、代表機関は、中長期的な計画上に拠点を明確に位置付けた上で、機関をあげて全面的な支援を行うことが必要である。拠点運営に関しては、一定の独立性を確保するため、拠点に係る人事や予算執行等に関し、研究代表者が実質的に判断できる体制を整える。また、機関内の従来運営の在り方にとらわれず、新たな運営手法（能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意思決定システムなど）を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、整備等に協力するとともに、研究スペース、共用設備などのインフラ利用や、若手研究員に対する任期終了後のテニュアポストの確保などの人材育成の取り組みに関し、最大限の支援を行う。さらに、生みだされる知的財産の管理について、専門能力を有する担当者を配置し、事業支援機関

と連携しつつ事業化に向けて積極的な展開を図る。

2.5.3.5 拠点における連携機関の役割

代表機関とともに研究グループに参画する連携機関における代表者は、研究代表者との信頼関係の下に、自らの機関より参画するメンバー（拠点における専門分野の研究に関し、指導的役割を果たす主任研究者クラスを含む）を拠点に集結させるとともに、自らも積極的に拠点運営に参画し、研究者の指導を行う。また、連携機関においては、それぞれの専門分野を深化させる役割を担い、拠点が扱う課題のうち、特に専門性が高い研究を拠点からの委託等により実施する。

2.5.4 データ連携部会の設置

各拠点が取り組むマテリアル研究開発を支える高度な基盤技術に関して、様々なステークホルダーと課題を共有し発展させることによって、効率的な成果創出を行うことが重要であることを鑑みて、データ連携部会を設置する。

データ連携部会では、運営を担う中核機関を本事業に参画する機関の中から選定し、中核機関を中心として全機関が参画する横串活動を行う。将来的には一般会員の枠を設定することで、本事業に参画していない機関や研究者がデータ連携部会の活動に参画できる体制を構築することを想定しており、本事業に不採択となった機関からの一般会員として参画することを推奨する。なお、データ連携部会での実施計画についてはプログラム運営委員会にて協議する。

中核機関は、データに関する取組みの高い専門性や本事業の成果に関する広報、普及活動の豊富な経験を有する人材の配置が求められる。なおデータ連携部会での具体的な取組みについては、以下を想定している。

- ・ 運営要綱、部会規約（入会規則等）の作成
- ・ データ駆動型の研究手法及び研究ツールの共同開発、共用化及び普及活動
- ・ 理論計算グループ間の領域横断活動（スーパーコンピューター「富岳」の戦略的活用方法の検討と実践等）
- ・ 計測評価グループ間の領域横断活動（拠点で開発した計測・評価手法の共有等）
- ・ 関連する協議会、大型先端施設とのシンポジウム等の連携活動
- ・ マテリアル×データ人材の中長期的な育成（開発された手法について内外の機関、研究者、学生に対する研究会やセミナー開催を通じた普及活動や、大学院・社会人教育プログラムへの展開等）
- ・ 内閣府・経済産業省事業との連携のための「データ駆動型マテリアル研究開発の推進と成果の社会実装実現に向けた連携の場」への参画
- ・ データの利活用・共用に伴って生じる知的財産の取り扱いや経済安全保障に関

わる課題への対応など、事業全体に関わる方針・ガイドラインの策定 等
※プログラム運営委員会とも連携して事業一体で進める

2.5.5 内閣府・経済産業省事業との連携

本事業内容は、文部科学省と内閣府・経済産業省で取りまとめているマテリアル革新力強化戦略におけるアクションプランの一つとして掲げられており、国家戦略として重要な役割を担っていることを踏まえて、府省間で共有すべき研究課題や共通基盤技術に関する連携・協力を促進することを目的としたガバニングボードを設置する。対象となる研究課題に関しては、研究代表者等がガバニングボードに参画することにより、本プロジェクトの成果を、経済産業省の協力を得て健やかに実用化への展開に移行させる（例えば、実用化への取り組みを行う研究機関や民間企業の部材試作ラインを活用する等）、或いは、経済産業省の事業において発生する科学的に深掘りを要する課題について、本プロジェクトの拠点の協力を得て解決を図るといった調整機能を担うことが想定されている。また、将来的には経済産業省で進めているプロセスイノベーション拠点との連携によるプロセスデータの戦略的活用の推進や、次期S I Pでのマテリアルデータ関連の事業との連携や成果の橋渡しに関する調整機能を担うことが想定されている。また、研究代表者等がガバニングボードに参画することにより、データ駆動型研究手法が関係府省での事業などに効率的に普及されることが期待される。

3. 事業全体の運営を総括・支援する組織

本事業の運営を総括・支援する組織として、文部科学省がプログラム運営委員会を設置し、その構成員を任命した上で、本事業を実施する。

3.1 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの配置

文部科学省が、本事業に係る委託契約を受託者と締結するにあたり、本事業のプログラム運営方針の策定、資金配分の策定、計画の改善、進捗状況の確認、運営の見直し等を行うことを目的として、プログラムディレクター（PD）を置く。また、各方針を策定するにあたって、技術的・専門的知見からPDを支える技術参与としてプログラムオフィサー（PO）を置く。また、必要に応じて、サブプログラムディレクター（サブPD）を置くことができる。

3.2 プログラム運営委員会

本事業の実施に当たり、PDへの助言や事業全体の運営について必要な検討をし、調整を行うため、文部科学省がプログラム運営委員会を設置する。

3.2.1 構成員と役割

プログラム運営委員会の構成員は、PD・PO・専門委員・文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）とする。構成員は、各拠点及びデータ連携部会の運営方針・研究計画を確認し、活動の進捗と成果を評価するとともに、必要な指導と専門的知見に基づく助言を行う。データの利活用・共用に伴って生じる知的財産の取り扱いや経済安全保障に関わる課題への対応など、事業全体に関わる方針・ガイドラインはデータ連携部会と協議して策定する。公式な会合に加えて、日頃から各代表機関の活動状況の把握に努め、データ駆動型の研究開発手法を戦略的に開発し活用する新たな研究アプローチの導入と普及活動等の検討の面で積極的に支援を行うものとする。

文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付は、事務局として庶務を処理し、当該委員会の円滑な運営を支援するものとする。

3.2.2 PD裁量経費の設置

令和5年度以降について、研究開発の加速、研究課題の見直し、拠点間・拠点外連携の促進、アウトリーチ活動の促進等を目的に、毎年度、当初予算の5～20%程度（予定）をPD裁量経費とする。プログラム運営委員会は、本事業の進捗状況に応じて、真に取り組むべき課題を企画し、それを実行するために必要となるPD裁量経費の予算額を協議により決定し、各拠点及びデータ連携部会等からの提案を求める。各提案については、プログラム運営委員会で審査し、PDが配分機関と配分額を決定する。なお具体

的な企画例は、以下を想定している。

- ・データ駆動型の開発した研究手法と研究ツールの普及活動
- ・新規参画機関や次世代を担う若手人材
- ・新規の研究課題
- ・データ駆動型の研究等に用いる研究ツール開発課題 等

3.2.3 審議事項

プログラム運営委員会が審議する事項は、下記のとおりとする予定である。

- (1) PDが策定する運営プログラム方針
- (2) 拠点の実施計画内容に関する評価
- (3) PDが策定する当初予算の資金配分方針
- (4) PD裁量経費の配分方針
- (5) データ連携部会の実施計画
- (6) その他PDが必要と認める事項

4. 応募の要件

4.1 応募機関の要件

本事業の提案に当たっては、研究対象とする材料領域について、拠点を設置する代表機関が、連携機関と共同で提案を作成し、応募することとする。代表機関は、自らが代表する拠点に関わる委託について文部科学省が一括して契約し、毎年度各連携機関へ配分することを含めて、拠点で推進する事業のうち自らが関わる部分だけでなく各連携機関が担当する部分の実施及び拠点全体に関わる経理その他の事務について一切の責任を有する。連携機関は、研究計画のうち自らが担当する部分の実施及びその実施に関わる経理その他の事務について責任を有する。なお、代表機関及び連携機関は、委託または共同研究を行うための契約を締結して事業を実施する。

4.1.1 代表機関の要件

代表機関は、本事業について責任を持って実施することのできる次の（ア）～（オ）全てを満たす国内の大学等の機関とする。

なお、代表機関については、連携機関の活動を含めて事業全体を運営するために必要な組織体制を構築する必要があることから、機関の長が研究代表者と連名で申請することとする。

（ア）次の（a）から（g）のいずれかに該当する機関であること

- （a）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう
- （b）高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
- （c）大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- （d）独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- （e）特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- （f）民間企業（法人格を有する機関）
- （g）特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

（イ）対象とする材料領域の研究開発の技術的能力を有する機関であること

（ウ）事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有する機関であること

（エ）事業の実施に際し、当該機関の所有する施設及び設備を使用できること

*ただし、当該機関が試験などのための施設及び設備を所有することを要件とす

るものではない。

(オ) 委託契約は、原則精算払いであることから、事業を的確に遂行するために必要な財務的基礎を有する機関であること。

*なお、委託費の概算払いをする必要があると認められる場合には、所要の手続きを経て、契約決定額の全部又は一部を概算払いすることが可能。

4.1.2 連携機関の要件

連携機関は、4.1.1の(イ)～(オ)の条件をすべて満たし、その担当する部分の事業の実施について責任をもって行うことができる次の機関とする。

- (a) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- (b) 高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
- (c) 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- (d) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- (e) 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- (f) 民間企業（法人格を有する機関）
- (g) 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

*代表機関等からの外注等を受けて役務を提供する機関は、連携機関とはならない。

4.2 研究代表者の要件

本事業への公募に当たっては、上記の応募機関に所属する常勤又は非常勤の研究者もしくは技術者（以下「研究者等」という。）が研究代表者となって申請することとする。研究代表者とは、本事業を実施する次世代を担う代表者であり、本事業の拠点体制における拠点長である。なお、委託機関として採択された場合、研究代表者はプロジェクトの代表者として事業に取り組む必要があるため、応募から事業終了に至るまでの間に長期外国出張やその他の理由により、事業の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けること。

5. 選定方法

本事業の実施機関を、審査委員会を設置して、5.1のプロセスで選定する予定である。

5.1 実施機関の選定プロセス

公募の開始：令和4年4月18日

公募説明会（予定）：令和4年4月27日

公募の締切：令和4年5月31日17時

審査（予定）：令和4年6月

選定結果の通知／公表（予定）：令和4年7月上旬

事業の開始（予定）：令和4年8月

5.2 提案書類の受付等

提出書類（下記）は、原則として府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通して提出期限内までに提出すること。なお、e-Radシステムに関する詳細は、6.1～6.3を参照すること。

- ・提出書類一式
- ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

5.2.1 提案書類の入手方法

提案書類等の必要書類は、文部科学省のホームページの公募情報又は、e-Radのポータルサイトからダウンロードすること。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。また、認定の取消などとなった場合には、速やかに届け出ること。

5.2.2 提案書類の提出期間

公募は、令和4年4月18日～令和4年5月31日17時とする。

*全ての提案書類について、期限を過ぎた場合は一切受理できないため注意すること。

公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団に該当しない旨を誓約書（様式9）に記入し、所属機関長による署名（自署に限る。公印不要。）の上、e-Radにて提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とする。ただし、以下に該当する機関は提出の必要はない。

- ・機関の代表者の選任・任命を国が行う機関（国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人等）
- ・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関（地方公共団体）

5.3 提案書類の作成

提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項を遵守するとともに、e-Rad への応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあるので注意すること。

5.3.1 提案書類の作成及び提出上の注意

- ・枚数制限を定めている様式については、制限を守ること。
- ・提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び各様式に示した注意事項に従って、必要な内容を誤りなく記載すること。
- ・提案書類は日本語で作成すること。
- ・入力する文字のサイズは原則として11ポイントを用いること。
- ・用紙の大きさは、様式4－5のみ日本工業規格A3版とし、それ以外は全て日本工業規格A4版とする。
- ・応募申請に当たっては、応募情報のWeb入力と申請様式の添付を要する。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は30MBとする。
- ・アップロードできる申請様式ファイルは、PDF形式でのみとする。
- ・応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。
- ・提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要がある。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらずこれらのステータスにならなかった場合は、文部科学省 研究振興局 参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付「データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業」公募担当まで速やかに連絡すること。

5.3.2 その他

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないため、公募要領及び様式に示した注意事項を熟読の上、注意して記入すること。提案書類のフォーマットは変更しないこと。また、応募申請後の提案書類の差し替えは一切認めない。なお、提案書類の返

却は行わない。

5.4 問い合わせ先

問い合わせは、文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付にて受け付ける。質問等に係る重要な情報はデータ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業ウェブサイトをよく確認の上、問い合わせること。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答しない。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究振興局参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当) 付	nanozai@mext.go.jp 03-6734-4178 担当：小椋・川本・木下
---	-----------------------------------	---

- データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業ウェブサイト：
https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/nano/data_driven_fs_00001.html

6. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

6.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムである。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものである。

6.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行うこと。

応募の流れについては、別紙 3 を参照すること。

また、応募の際は、特に以下の点に注意すること。

6.2.1 e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となる。

① 研究機関の登録

応募までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となる。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行うこと。登録まで日数を要する場合があるため、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをすること。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となる。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照すること。

6.2.2 e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要となる。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30 MB である。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意すること。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付に問い合わせること。
- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能となっている。（e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能がある。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではないが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照すること。）
- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要がある。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付まで連絡すること。

6.2.3 その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入すること。（応募書類のフォーマットは変更しないこと。）応募書類の差替えは認めない。また、応募書類の返却はしない。

6.3 その他

6.3.1 e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができる。利用規約に同意の上、応募すること。

6.3.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先 事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・

物質・材料担当) 付にて受け付ける。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付ける。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせること。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答しない。

e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。
--------------------	--------------	---

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

6.3.3 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働しているが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがある。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ周知する。

7. 応募にあたっての留意事項

7.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」という。)を行う。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではないが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性がある。

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行う。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性がある。

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

③ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供すること。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主任研究者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載すること。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがある。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱う。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求める。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することが可能である。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もあるが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われる。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討することをお願いする。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要で

あり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等) について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに留意されたい。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援(※)を含む、自身に関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求める。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがある。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある。

(※) 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

④ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有する。

7.2 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保することが重要である。

かかる観点から、競争的研究費の不合理的な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しているが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

7.3 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応する。

研究費の不正使用等が認められた場合の措置

① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

② 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとる。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合がある。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

③ 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）につい

て、文部科学省において原則公表することとする。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとしており、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

7.4 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

なお、「他の競争的研究費制度」について、令和4年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和3年度以前に終了した制度においても対象となる。

（※）現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブページを参照すること。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

7.5 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

7.6 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

7.7 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しており、経費の取扱いについては別紙1の府省共通経費取扱区分表を参照すること。

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められている。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件

費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としている。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙4及び別紙5においても必要な要件や手続の方法を定めているので、確認すること。

7.8 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内とする。

7.9 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応している。

(1) 研究機関及び研究者に対して、事業完了後、速やかに成果物として業務完了届を提出することを義務づけ、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めること。

7.10 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管すること。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告すること（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告すること）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照すること。

7.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされている。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められている。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組むこと。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意すること。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進すること。

○ 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○ 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.3.5）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

○ 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10改正）]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○ 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○ 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

7.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程

学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められている。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされている。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行うこと。

（留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としている。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としている。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示している。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～

20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断すること。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではない。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること。

7.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」(平成31年4月23日文科科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されている。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、本事業で取り組む研究課題の実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めること。

7.14 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能とする。詳しくは別紙6を参照すること。

7.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められている。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところである。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられている。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いする。

また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

- ・申請書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」という。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載すること。キャリア支援活動計画は審査の際に確認する。
- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、上記の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に入れることができる。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告することが求められる。その内容はプラスの評価の対象とする。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とする。

7.16 URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されている。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されている。

これらを踏まえ、本事業により、URA等のマネジメント人材を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めること。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いする。また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

さらに、本事業では、研究期間終了後の自立的な運営に向けた取り組みを求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組みの導入が望まれる。

7.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度

(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っている。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは以下を参照すること。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

7.18 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択した。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されている。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要である。

安保理決議第2321号については、以下を参照すること。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

7.19 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）（別紙 7 参照）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むこと。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

7.20 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められている。ついては、本事業に採択された研究代表者等は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行すること。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能である。

また、本プランは、研究計画書と合わせて文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付へ提出すること。

なお、提出されたデータマネジメントプランは、今後の研究者支援の改善や、本方針の見直しを含む研究データの保存・管理及び公開にかかる取組の検討・促進に資すること等を目的に、文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付での分析に活用する。また、分析で得られた統計データ等は必要に応じて公開をすることがある。ただし、個々の研究活動や研究者個人が特定される情報は一切公開しない。

7.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) (<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものである。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされている。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開に協力すること。

No	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

7.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示すること。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT Program: Data Creation and Utilization-Type Material Research and Development Project Grant Number 15桁の体系的番号」を含めること。論文投稿時も同様である。本事業の15桁の体系的番号は、JPMXP11*****とする。なお、体系的番号は、採択時に研究代表者にお知らせする。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりである。

(1) 論文に関する事業が一つの場合 (体系的番号「JPMXP11*****」)

【英文】

This work was supported by MEXT Program: Data Creation and Utilization-Type Material Research and Development Project Grant Number JPMXP11*****.

【和文】

本研究は、文部科学省データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業 JPMXP11*****の助成を受けたものです。

- (2) 論文に関する事業が複数（二つ）の場合（体系的番号「JPMXP11*****」 「JPJ234567」）

【英文】

This work was supported by MEXT Program: Data Creation and Utilization-Type Material Research and Development Project Grant Number JPMXP11***** and MEXT YYYY Program Grant Number JPJ234567.

【和文】

本研究は、文部科学省データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業 JPMXP11*****、文部科学省□□事業 JPJ234567 の助成を受けたものです。

7.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としている。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設した。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和2年度までに9件のサービスを認定している。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより見られる。ぜひ活用すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

（参考）「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society

5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

7.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※1}の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。なお、必要に応じて予算の効果的かつ効率的な執行に資するよう共同調達等に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

7.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要である。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められない。）

このため、令和4年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和4年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）すること。

なお、令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められるが、この場合は、令和4年度版チェックリストを令和4年12月1日までに提出すること。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要である。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照

すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。
e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要するため、十分に注意する
こと。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参
照すること。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでい
るため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な
情報発信を行うこと。

7.26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整 備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正
行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）※ 1
を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備
等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所
管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行
うことがある。

※ 1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下
の文部科学省ウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

7.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状 況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に
関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為
チェックリスト」という。）を提出することが必要である。（研究不正行為チェックリス
トの提出がない場合の契約は認められない。）

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Rad か
ら令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入
の上、契約締結日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室
に、e-Rad を利用して提出（アップロード）すること。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記に

かかわらず契約は認められるが、この場合は、令和4年度版研究不正行為チェックリストを令和4年9月30日までに提出すること。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要である。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照すること。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

7.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度にお

いて、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関において適切に対応すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

7.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになる。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要となる。

以下を参考に確認書等を作成すること。

研究振興局長 殿

令和〇年〇月〇日

(研究代表者所属機関)

(研究代表者氏名)

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

8. 審査

8.1 審査方法

本事業の実施機関の選定とデータ連携部会の中核機関の選定に関する審査は、文部科学省に設置した審査委員会において実施する。審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行う。また、出席者全員に守秘義務の誓約書にサインしていただいた上で、審査を行う。

具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査委員会において、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び研究代表者等に対する面接審査を実施する。

面接審査は、書面審査によって選定された機関のみ実施する。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

8.2 審査要領

提案されたプロジェクトは、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び面接審査によって審査を行う。具体的には審査要領（別紙2）を参照すること。

8.3 選定結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果に基づく採択の可否については、研究代表者及び事務担当者に対して通知する。この際、採択に関して、条件を付ける場合があること、別途再審査となることがある。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けない。

採択の決定後、文部科学省HPへの掲載等により、審査委員等についての情報を公開する。

8.4 公表等に関して

8.4.1 e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱う。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開する。

8.4.2 e-Rad からの内閣府への情報提供等

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科

学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いする。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

8.4.3 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能である。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながる。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているため、本事業実施者は、積極的に researchmap への登録に協力すること。

9. 契約の締結等

本事業では、代表機関が文部科学省と委託契約（連携機関は代表機関と再委託契約）を締結し、代表機関及び連携機関が文部科学省に代わって、実施することになる。

9.1 契約条件等

審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和4年3月改正）」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。

採択された代表機関は、文部科学省と代表機関との間において、国の会計年度の原則に従い、委託契約を締結することになる。なお、契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約を締結するに当たっては、その内容（経費の精算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された代表機関であっても取り消しとなる場合がある。契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合は、事業計画の見直し又は中止を求めることがある。また、研究進捗状況・データ連携部会の活動状況等に関するプログラム運営委員会・中間評価検討会等の評価を踏まえ、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更を行うことがある。加えて、国の契約は、契約書を締結したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分に周知すること。

9.2 再委託契約

代表機関が事業を実施するにあたって、本委託契約の一部を連携機関に委託する場合は、代表機関は連携機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理することが必要となる。

9.3 契約の準備

代表機関の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、代表機関は遅滞なく以下の書類を提出することが必要となる。

- ・業務計画書
- ・経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平

成 19 年 2 月制定、令和 4 年 3 月改正)」を参照すること。

また、会計規定及び職務発明規定の整備も実施すること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

9.4 委託費の額の確定等

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出された委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。また、不正使用等を行った研究の代表者は、その内容の程度により一定期間の新たな申請及び参加が制限される。

なお、本委託契約の代表機関は、当該年度の委託契約期間終了までに連携機関（再委託先）からの委託業務実績報告書を受けて、再委託契約の額の確定等を、当該代表機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告すること。

9.5 委託費の範囲及び積算など

9.5.1 委託費の範囲

本事業における委託費の範囲は、2.3 を参照すること。

9.5.2 委託費の積算

本事業に必要な経費を費目ごとに算出し、申請書類の様式に記載すること

9.5.3 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとする。原則として、間接経費は直接経費の 30%とする。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全額又は一部を概算払いすることができる。

9.5.4 費目間流用

費目間流用については、7.8 を参照すること。

9.5.5 年度末までの研究期間の確保

年度末までの研究期間の確保のために求められる対応については、7.9 を参照すること。

9.6 事業成果の取扱い

9.6.1 委託業務成果報告書の提出

代表機関は、事業成果を取りまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を電子媒体で提出すること。電子媒体はファイル形式をPDF形式とする。また、同内容の電子媒体をWORD形式でも合わせて提出することが求められる。委託業務成果報告書は、国立図書館等で公開される。

また、成果報告会での発表を求めることがある。

9.6.2 本事業の評価

研究拠点の成果・データ連携部会の活動内容については、本事業内の進捗の一環として、毎年度、プログラム運営委員会により進捗及び成果の評価が行われる。さらに文部科学省は、本事業に関して、令和6年度、令和9年度を目途に中間評価、事業実施期間終了後に事後評価を行う。中間評価、事後評価は外部有識者により構成される検討会が実施し、その結果は文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会第11期ナノテクノロジー・材料科学技術委員会に報告された上で、研究計画・評価分科会が評価結果の報告を受けて決定する。中間評価においては、それまでの目標に対する達成度に加えて、データ駆動型研究手法の開発及び普及活動状況、NEDO等が実施する社会実装を見据えた事業や産業界との連携状況、アウトリーチ活動、マテリアル×データ人材の育成状況、終了後の拠点の継続性等を確認した上で、研究課題の継続可否、拠点体制の見直し、データ連携部会の体制及び活動方針の見直し等の必要性等について判断する。残余の期間中に優れた成果を上げることが見込めない課題については、原則として研究活動を中止する。

なお、すべての評価結果等は公表とする。

9.6.3 事業成果の帰属

下記の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法（平成12年法律第44号）」の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することにより、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなる。再委託先である連携機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と連携機関の間で取り決めておくこと。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・著作権（著作権法）
- ・回路配置利用券（半導体集積回路の回路配置に関する法律）

- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合は、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

9.7 取得資産の取扱い

9.7.1 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなる。次年度以降も継続して当該委託業務に使用が希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約事項に従って善良な管理を行うこととする。

9.7.2 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとする。

9.7.3 汚染資産などの処分

汚染資産等は、受託者の責任において処分すること。

府省共通経費取扱区分表について

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的研究費制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり

一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。

- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱いについて、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、会計処理や経費区分が本区分表と異なる運用をしている研究機関の負担に配慮し、それぞれの研究機関により適切な経費管理が可能となるよう、配分機関は本区分表を参考に費目を設定できることとする。

(参考1)

府省共通経費取扱区分表

制度・事業名：データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項	
直接経費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械設備、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。設置等の運送(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(構築・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。			
	物品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等			
	消費品費				
	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポストウ等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアシスタント、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 *人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは【別紙4/事務処理要領/以下のURL】をご確認ください。	
	人件費・謝金				
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に要する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 *謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程によるものとする。			
	旅費	旅費に關わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費)等 *旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 *旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 *「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。			
	外注費	外注に關わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負)等 *「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く			
	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等			
	会費	業務・事業の実施に直接必要な会費・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く)等			
通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の運搬・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料等				
その他	光熱水料 業務・事業の実施に使用する機械設備等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費				
	その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代、パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許関連経費 ・業事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)等		※「研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは【別紙5/事務処理要領/以下のURL】をご確認ください。	
	消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち運動手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「贈謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費			
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。			
再委託費・共同実施費		委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)。			

審査要領

1. 審査方法

審査は、文部科学省に設置した審査委員会において評価項目及び審査基準に基づき、書面及び面接により審査し、採択課題を最終決定する。

なお、審査委員会は、必要に応じて、提案書類に記載のあった計画内容や実施体制の見直し等について条件を付すことがある。また、書面審査及び面接審査の結果、提案内容の修正や不足部分の追加を求め、再審査又は再公募を実施し、面接審査を別途実施する場合がある。

(1) 書面審査

- ・ 書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価項目及び審査基準」(別添1)に基づき審査を行う。
- ・ 提案書類毎の評価点及びコメントを作成する。
- ・ 審査委員会を開催し、各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントをもとに、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は、提案数を踏まえて決定する。

(2) 面接審査

- ・ 審査委員は、研究代表者、代表機関の経営層双方からのプレゼンテーション及び必要に応じて連携機関の代表者等からのプレゼンテーションを受け、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行う。
- ・ 各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントをもとに、合議により採択機関を最終決定する。その際は、最初に申請1の採択機関を決定し、続けて申請2の採択機関を決定する(※1)(※2)。
- ・ 申請1および申請2で採択された機関の中から、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行い、1機関をデータ連携部会の中核機関として選定する。

※1 申請1と申請2の両方を応募した研究代表者に関して申請1の採択が決定した場合、申請2は採択対象外とする。

※2 本公募では原則として、類似の提案については、1件のみを採択することとする。

2. 審査結果の通知及び公開

(1) 審査結果の通知

(書面審査)

書面審査の結果、面接審査の対象となった場合、研究代表者及び事務担当者に連絡するとともに、面接選考の日程、追加で提出を求める資料等について案内する。また、書面審査の結果に応じて、文部科学省より面接選考対象者に対して、面接審査時に対応又はご説明いただきたい事項を連絡・依頼することがある。

(面接審査)

面接審査の結果、採択にあたっての条件が付された場合、当該提案の研究代表者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定する。採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。

(不採択の場合)

選考の結果、不採択となった提案には、すべての選考が終了した段階で、選考結果とともに不採択の主たる理由について書面で通知する。選考途中での不採択等に関する通知は、一切行わない。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択課題の概要を公開する。

3. 利害関係者の範囲

公正で透明な評価を行う観点から、審査委員が下記に該当する場合は選考に加わらないこととする。

- ・ 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者と親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者と緊密な共同研究を行っている場合（例えば、共同プロジェクトの推敲、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究會メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合

- ・ 競争参加者と密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係にある場合
- ・ 提案の採否又は審査が審査委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的関係若しくは競争関係にある場合

4. その他

- ・ 審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、審査委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理する。
- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付に報告しなければならない。
- ・ 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

(別添1)

データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト

審査基準及び評価項目

1. 審査基準

- (1) 評価項目の「(1) 拠点体制としての妥当性」、「(2) 研究代表者としての妥当性」、「(3) 研究課題の優位性、独創性、妥当性」、「(4) 研究計画としての妥当性」、「(6) データ連携部会の中核機関としての妥当性」については、下表の評点区分に従い5段階の絶対評価を行う。

評点区分	評 定 基 準
5	優れている
4	十分である
3	一部十分である (内容や対象領域等に見直しが必要)
2	あまり十分でない (内容や対象領域等に大幅な見直しが必要)
1	不十分である

- (2) 評価項目の「(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等

- ・ 認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.3 点
- ・ 認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.5 点
- ・ 認定段階3 = 0.6 点
- ・ プラチナえるぼし認定 = 0.8 点
- ・ 行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.1 点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝0.3 点
 - ・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）＝0.4 点
 - ・ プラチナくるみん認定＝0.5 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ ユースエール認定＝0.5 点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0 点

2. 評価項目

2. 1 実施機関の評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

(1) 拠点体制としての妥当性

対象とする重要技術領域の研究開発を推進するにあたっての技術レベル、社会実装を見据えた産業界との連携性、研究DX化に向けた協同的な活動に対する理解と積極性等の観点から評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・ 拠点および連携機関の研究グループはそれぞれ果たすべき役割を明確に認識し実行できる体制に位置付けられているか
- ・ 材料創製と計測・計算・データの有機的な連携体制となっているか
- ・ 異分野の研究者（情報科学系・人文社会系など）の参画および産業界との緊密な連携が見込める体制構築など、実用化の視点を活動に反映させるための工夫がなされているか
- ・ 知的財産権、オープン・クローズド戦略に基づく具体的なデータ管理に対するマネジメント体制は妥当か
- ・ 継続的に拠点外の産学の研究者が新たに参画するなど、開かれた拠点体制となっているか
- ・ マテリアルDXプラットフォーム構想の下、データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラ事業・大型先端施設・各協議会に自ら積極的に参画・連携する体制となっているか
- ・ データ連携部会への参画と拠点外・事業外への普及活動に関する積極的関与が見込めるか

(2) 研究代表者としての妥当性

専門性と実績、次世代を担うリーダーシップ、マネジメント能力、研究DX化に向けた志向の高さ等から評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・ 対象とする重要技術領域に関する高い実績を有するか
- ・ 革新的な機能を有するマテリアルの創出に資する専門性を有するか
- ・ 代表機関、及び連携機関から厚い信頼のもとリーダーシップを発揮して、拠点運営・研究マネジメント、及び研究開発を、責任をもって実行できることが期待されるか
- ・ マテリアル研究開発人材と情報科学系のデジタル人材の融合など異分野の技術・知の交流を積極的に推進し、新たな研究開発手法を開拓していくことができるか

(3) 研究課題の優位性、独創性、妥当性

研究課題について、社会的・産業的ニーズの高さとデータサイエンスとの親和性の観点で、現段階での見込まれる妥当性や期待される点を評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・ 目指す社会像に貢献する研究課題が設定されているか
- ・ 従来研究にない、新しいデータ駆動型研究手法を用いた研究アプローチが具体的に示されているか
- ・ 将来的に研究力の向上及び産業競争力の強化につながるか
- ・ 国内外の研究及び既存技術、産業界等の動向などを踏まえたベンチマークの分析は適切か
- ・ 事業機関中における研究対象分野のロードマップと其中における研究課題の位置づけは適切か

(4) 研究計画としての妥当性

研究計画について、実施期間内の適切かつ継続的な研究開発計画と期待される成果やその普及活動、人材育成計画等の観点から評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・ 研究課題の成果目標が、具体的かつ適切な規模、期間に割り当てられた計画となっているか
- ・ 9年間の事業期間を経て研究活動が活性化し続けうる研究計画がされているか
- ・ データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラとの連携について具体的に示されているか
- ・ 大規模施設（放射光・大型計算機等）との連携について具体的に示されているか
- ・ データ駆動型研究手法を実践できる人材育成が見込めるか
- ・ 継続的に本事業外の新たな機関（大学・産業界）が拠点に参画する計画が具体的に示されているか

- ・ 開発した研究手法の具体的な普及活動（研究会やセミナー、大学院・社会人教育プログラムなど）が示されているか
- ・ 研究成果の展開（他プロジェクトとの連携や民間企業への取組）の道筋が示されているか
- ・ 研究計画に対して経費が適当であるか

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること

2. 2 データ連携部会の中核機関の審査項目

評価項目は以下のとおりとする。

(6) データ連携部会の中核機関としての妥当性

データ連携部会への参画に対する積極性や中核機関としてのマネジメント体制の観点から評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・ データ連携部会の趣旨に沿った活動が期待されるか
- ・ データ連携部会の中核機関として適切に運営できる体制構築が見込まれるか

(別紙3)

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ

研究機関が行います

e-Rad への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書（様式1-1）をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知（事務代表者の e-Rad ログイン ID）がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書（様式1-1）に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「1.研究機関手続き編」「2.研究者
手続き編」
「3.研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。
もしくは、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業ウェブサイトから当該ファイルをダウンロードします。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「1. 応募編」

研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「4.申請受付編」

研究機関事務分担者用マニュアル「3.申請受付編」

文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

研究代表者 (PI) の人件費の支出について

研究代表者 (以下「PI」という。) の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (以下「申し合わせ」という。) を踏まえ、以下のとおり手続き等を行ってください。

1. 対象者

PI として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

2. 支出額

PI の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート (研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合) を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPI が設定する。

3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 直接経費にPI の人件費 (の一部) を計上することについて、PI 本人が希望していること。
- (2) PI が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。【申し合わせ別紙参照】
- (3) PI が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

4. 申請に係る手続き

- (1) 研究機関は、PI 人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況 (申し合わせ別添様式1) 及び活用方針 (申し合わせ別添様式2) を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する (提出先メールアドレスは6. を参照)。
- (2) PI 及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。

(3) 採択後、PI 及び研究機関は、研究計画書等に PI 人件費を計上する。

5. 執行後の手続き

(1) PI 及び研究機関は、執行年度の翌年度 5 月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。

(2) 研究機関は、執行年度の翌年度 6 月末までに、確保した財源の活用実績の報告書（申し合わせ別添様式 3）を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する（提出先メールアドレスは 6. を参照）。

6. その他

(1) 研究代表者 (PI) の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4. (1) 及び 5. (2) で提出が必要な様式は、以下の文部科学省ウェブページからダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm

(2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、以下の窓口において対応を行う。

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

e-mail : kenkyuhi@mext.go.jp

電話 : 03-6734-4014

研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の 支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm）を踏まえ、以下のとおり手続き等を行ってください。

1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PIは所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該PIが研究費の直接経費によりPI人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

2. 所属研究機関において実施すべき事項等

(1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事

務等の業務（1. を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・ 講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・ 年間に代行出来る上限等
- ・ 代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・ その他、代行のために必要な事務手続き等

（2）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

（3）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

(別紙6)

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若
手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」
(専従義務緩和) について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm) に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、以下のとおり手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- (2) PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること。
- (3) PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)。

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

4. 実施方法

(1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

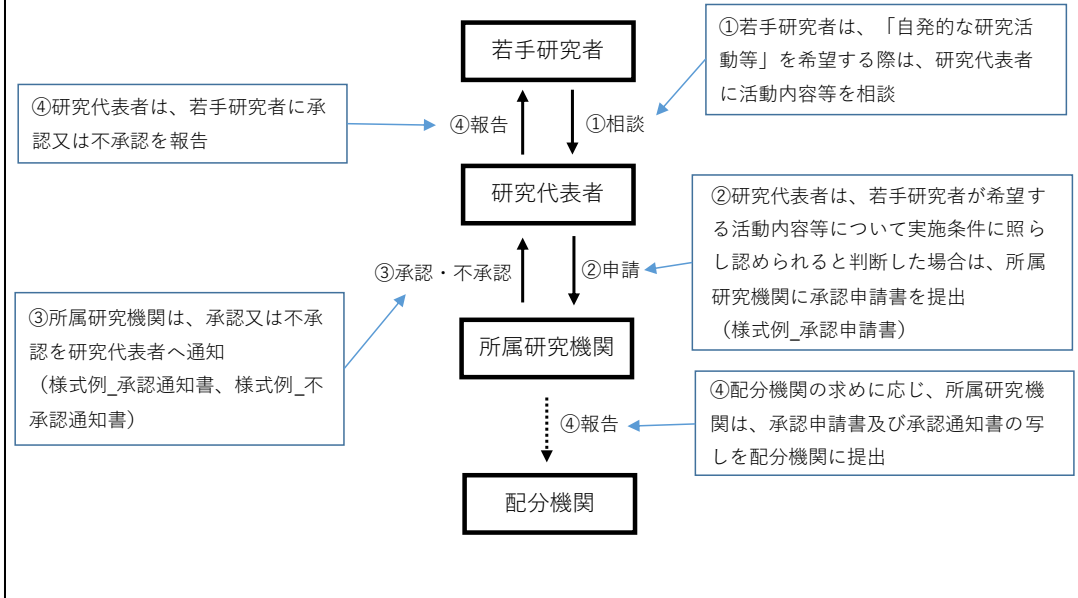
※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

5. 様式例

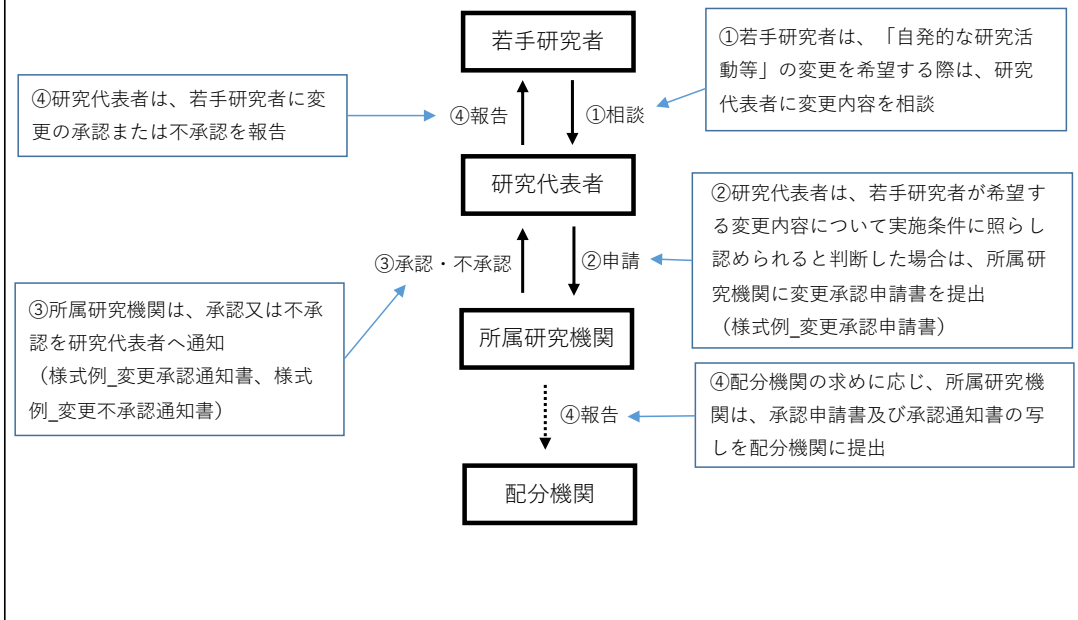
4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、以下の文部科学省ウェブページに掲載しているため、適宜活用いただきたい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

自発的な研究活動等の承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

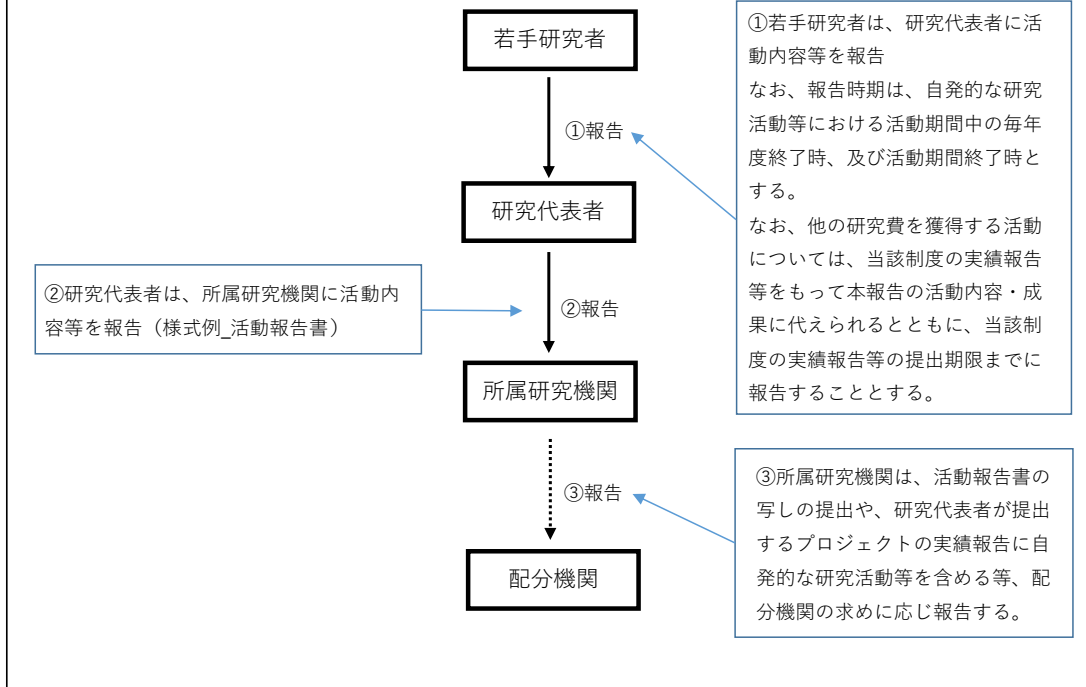


自発的な研究活動等の変更承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

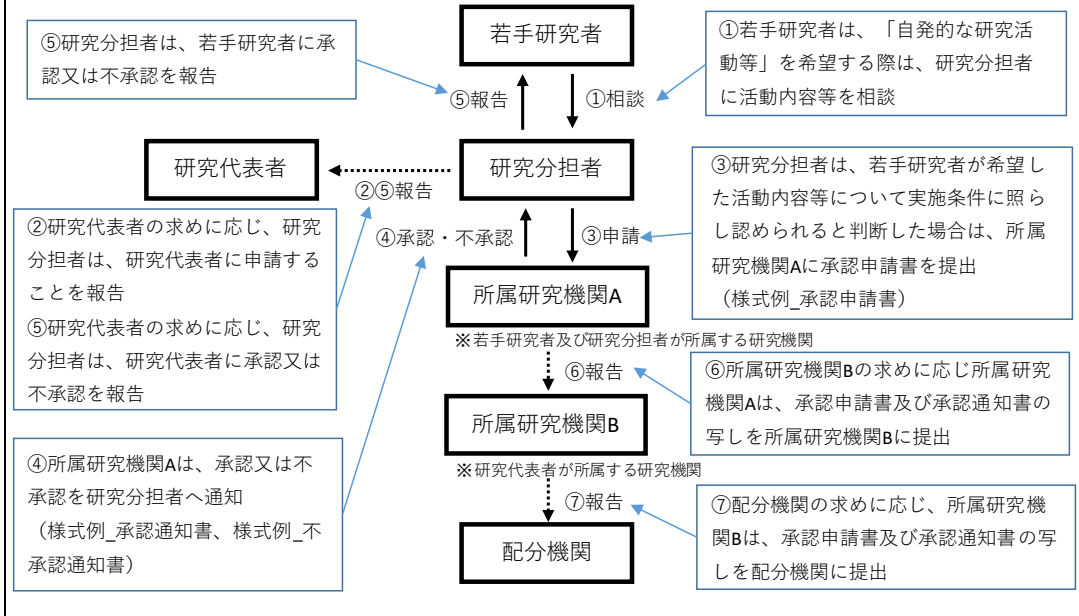


自発的な研究活動等の活動報告手続

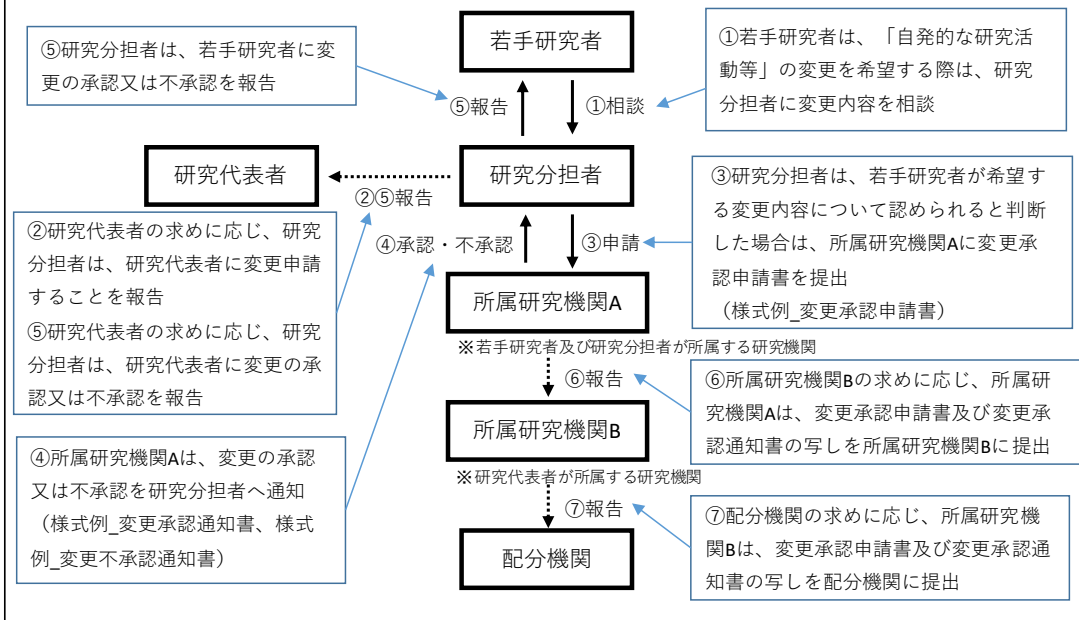
(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の承認申請手続 (研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

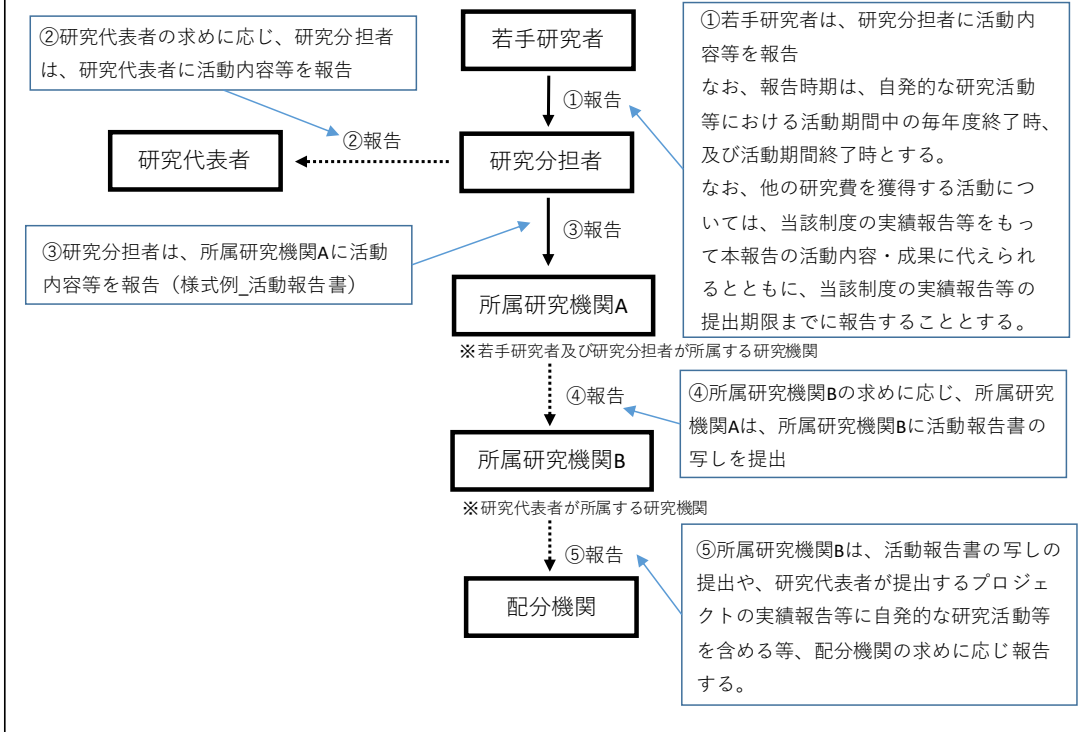


自発的な研究活動等の変更承認申請手続 (研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



「国民との科学・技術対話」の推進について

(基本的取組方針)

平成22年6月19日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

（2）大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2（1）③の評価対象の一つとする。

（3）取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。

②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。

なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。

④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。

⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。

受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

(事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

(事例2)

戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

(事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

(事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

(事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント（サイエンスアゴラ2009）において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都―平成22年度産学官連携推進会議―へ参加・出展した。

(参考2)

◎ 日本の研究者数 約83万9千人 (2008年度：総務省調)
(内訳)

大学等	約30万6千人
公的機関	約3万2千人
企業等 (NPO含む)	約50万1千人

◎ 競争的資金 (8府省) 55,713件

1 5千万円以上

・ 5千万円以上の件数	1,468件(約2.6%)
・ 上記の研究者数(実数)	1,329人(約2.4%)

2 3千万円以上

・ 3千万円以上の件数	2,447件(約4.4%)
・ 上記の研究者数(実数)	2,188人(約3.9%)

3 1千万円以上

・ 1千万円以上の件数	7,291件(約13.1%)
・ 上記の研究者数(実数)	6,159人(約11.1%)

◎ プロジェクト研究資金 (7府省) 3,780件

1 1億円以上 469件 (約12.4%)

2 5千万円以上 832件 (約22.0%)

3 3千万円以上 1,334件 (約35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)